



関東甲信越

オークション統一基準

2004年4月1日 発行
2007年4月1日 第一次改訂
2009年4月1日 第二次改訂
2011年4月1日 第三次改訂

JU中販連関東甲信越連絡協議会

ＪＵ関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.1

平成21年4月1日 改定実施

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定内容		
		評価点付 (現車・ネット)	R点/低価格 (現車・ネット)	商 談			
				現 車			ネッ ト
内 装	(1) 内装焦げ・切れ・しみ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	但し、会場が相当と判断した場合に限る。	1	
	(2) 異臭・雨濡れ	当日含む5日間	搬出前まで	ノークレーム	但し、会場が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。	2	
	(3) グラブ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	但し、会場が相当と判断した場合に限る。	3	
	(4) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	部品代2万円以上のものとする。	4	
	(5) ツヤキ・工具・入ア・8カバ-キットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ（パンタグラフ 3千円・油圧 5千円）スベア（普通車 5千円・軽 3千円）8ナンバーキットは5万円以下とする。	5	
外 装	(1) 硝子	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。飛石・傷はノークレームとする。*硝子の各状況の定義は別紙にて	6	
	(2) 車体色違い	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。	7	
	(3) 色替え	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により再検査とする。	8	
	(4) 鉄粉・P付着	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	必要により再検査とする。	9	
	(5) 塩害	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	必要により再検査とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果JUが相当と判断したもの。	10	
	(6) レンズのヒビ・ドブミ-損傷	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水溜りはノークレームとする。	11	
	(7) タイヤ・車体規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	現品支給、もしくはタイヤ・ホイールとそれぞれ普通車 1本5千円・軽自動車 1本3千円とする。R点・低価格（ネット・現車とも）・商談のスタッドレスはノークレームとする。	12	
	(8) 標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	部品代2万円以上のものとする。	13	
	(9) 外板のキズ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ただし、会場が相当と判断した場合に限る。	14	
電 装	(1) P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	15	
	(2) 雨刮・ナビ・ナビ不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	新車登録7年以内に限りクレームとする。ただし、落札金額が50万円以上の車両は10年以内とする。	16	
	(3) イモビ不良	当日含む5日間	当日含む5日間	当日含む5日間	メインキーがなければクレーム（キャンセルも可）とする。（複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。）	17	
	(4) オートイ不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	ネット（評価点付）・現車（評価点付）の場合で、新車登録7年以内に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。	18	
	(5) ナル不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	19	
	(6) エア不良	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	20	
	(7) エア不良・ナビ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	21	
	(8) ナル不良	当日含む5日間	当日含む5日間	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。但し、積算計不動はクレームとする。	22	
事 故	(1) 修復歴車・ルーフ××		当日含む5日間		必要により再検査とする。R点の場合のルーフ××はノークレームとする。	23	
	(2) 再検査による評価点「1.5点」以上の差		当日含む5日間		全ての溶接パネル××は評価点「3点」以上のものに限りクレームとする。ただし、低価格車は除く。	24	
	(3) 粗悪車		当日含む5日間		通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、流通委員会による現車確認の結果相当と判断したもの。	25	
機 関	(1) タイヤ・バルブ・バルブ不良	当日含む5日間		ノークレーム	必要により現車確認とする。	26	
	(2) タイヤ・ヒストリ異音・焼き付き・圧縮不足		当日含む5日間		必要により現車確認とする。	27	
	(3) オートヒートによるノイズ不良		当日含む5日間		必要により現車確認とする。	28	
	(4) 噴射ノイズの不良または燃料もれ	当日含む5日間		ノークレーム	必要により現車確認とする。多少の漏れはノークレームとする。	29	
	(5) ナル・スバル・チャージャー不良及び改造		当日含む5日間		新車登録7年以内に限りクレームとする。但し低価格は除く。必要により現車確認とする。軽微な音はノークレームとする。	30	
	(6) ナル・オート・オート不良	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。必要により現車確認とする。	31	
	(7) エア不良による白煙		当日含む5日間		必要により現車確認とする。（R点・低価格・商談）の場合は修理代10万円以上に限る。オイル漏れはノークレームとする。	32	
	(8) エア乗せ替え（規格外）		事務局より書類発送後10日間		キャンセルの場合はペナルティ2万円とする。	33	
機 構	(1) エア不良（腐食等）	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録から3年以内のみ	34	
	(2) ナル滑り		搬出前まで		搬出前までとし、搬出後はノークレームとする。搬出可能な場合は全てノークレームとする。	35	
	(3) MTノイズ不良（ギア鳴き等）		当日含む5日間		オイル漏れはノークレームとする。	36	
	(4) ATノイズ不良（滑り・ノイズ・タム）		当日含む5日間		オイル漏れはノークレームとする。滑りは現車確認とする。	37	
	(5) ナル不良		当日含む5日間		オイル漏れはノークレームとする。	38	
	(6) ドライヤー不良	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。1本につき右記値引とする。（軽1万円・それ以外2万円）	39	
	(7) ABS・ブレーキ不良	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。	40	

JU関東甲信越クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティ裁定基準 No.2

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定内容		
		評価点付 (現車・ネット)	R点/低価格(現車・ネット)	商談			
				現車			ネット
機	(8) I7バ ック不良	当日含む5日間			部品代2万円以上のものとする。装備品にO印の有無に係わらず、装着車で不良の場合はクレームとする。	41	
	(9) ヨック・ス不良 (I7バ、アケイのみ)	当日含む5日間		ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。	42	
構	(10) P/Sギア不良・ホッパ不良、4WS不良	当日含む5日間	ノークレーム	ノークレーム	新車登録7年以内に限りクレームとする。	43	
	(11) キー違い	ノークレーム				44	
	(12) ミッションギア替え(規格外) FA~F5、AT~MT	事務局より書類発送後10日間			キャンセルの場合は1ヵ月2万円とする。	45	
表 示 違 い	(1) 燃料(2WD/4WD、ガソリン/ディーゼル)	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		46	
	(2) ヲト(07/07m、オートマ/ギア、5速/4速)	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		47	
	(3) I7バ、装備品の有無	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		48	
	(4) セルポイントの不良・有無	当日含む5日間			セルポイントに記載のある装備品は正常動作することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。	49	
	(5) 形状・ドア数	当日含む5日間	ノークレーム	当日含む5日間		50	
	(6) 車名・型式・排気量・並行車・職権打刻(国産のみ)	事務局より書類発送後10日間				51	
	(7) 年式(7月年式含む)	事務局より書類発送後10日間			キャンセルの場合は1ヵ月2万円(低価格車は1万円)とする。	52	
	(8) 登録遅れ	事務局より書類発送後10日間			ノーペナキャンセルのみとする。マイナー・モデルチェンジから6ヶ月以上を経過したものとする。但し、国産車は3ヶ月とする。	53	
	(9) グレード(バ ヲナーズ オブ ヲック含む)	事務局より書類発送後10日間			キャンセルの場合は1ヵ月2万円(低価格車は1万円)とする。現車がリスト表示グレードより上の場合はノーペナキャンセルのみとする。	54	
	(10) 検査期限	事務局より書類発送後10日間				55	
	(11) 乗車定員・積載量	事務局より書類発送後10日間				56	
	(12) 車歴(リセラー・営業・身障者仕様・その他改造)	事務局より書類発送後10日間				57	
	(13) 型式改の表示なし	事務局より書類発送後10日間				58	
	(14) 型式指定・類別番号なし	ノークレーム				59	
	(15) 保証書・記録簿の有無	事務局より書類発送後10日間			別紙対応とする。	59	
そ の 他	(16) ワンオーナー	事務局より書類発送後10日間			2万円以上の値引き。キャンセルの場合は1ヵ月2万円+実費とする。実費とは落札店までの陸送費+加修費を意味し、他AA転売に伴う費用は含まないものとする。	60	
	(17) メーターの不一致	オークションより6ヶ月間			出品店が関与している場合はこの限りではない。	61	
	(18) メーター(積算計)の故障	オークション当日含む5日間				62	
	(19) 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム			車検証との相違の場合に限りクレームを受け付ける。車輛に関する内容はノークレームとする。	63	
	(19) 冠水車(申告なしの場合)	オークションより6ヶ月間				64	
	(20) 接合車	オークションより6ヶ月間				65	
	(21) 盗難車	申し立て期間の制限なし				66	
	(22) 消火器の散布跡車	オークションより3ヶ月間			現車確認の上クレームとする。	67	
	(23) 他CD・リモコン・CDマガジン・キー等の付属部品	各JU会場の期限による			操作するのに必要な部品の為、装備品にO印またはセールスポイントに記載をした場合は、部品代が2万円以下でも現品支給または値引とする。	68	
	(24) 社外品 外装関係	当日含む5日間	ノークレーム		現品支給・値引き・キャンセルいずれかの対応とする。但し会場が相当と判断した場合に限る。	69	
	(25) J-ウォークレイト欠品	オークション当日含む5日間			値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	70	
(26) 前項各本文に該当する場合でも、当会場が相当と認めた場合				クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	71		

※ 「ネット」とは、「JUリアル・JU入札・在宅」による応札車輛を意味し、クレーム受付期間はオークション日を

含む5日間とし、車輛が未着の場合は申し出があり、会場が認めた場合のみクレーム受付期間の延長を認めます。

※ 「低価格車」とは、落札金額が20万円以下(普通車・軽ともに)を対象とします。

※ クレームの対象となる部品代について 10万km未満の場合は、2万円以上
10万km以上の場合は、5万円以上

※ 初度登録より10年または10万km経過車両はノークレームとします。

(I7バ・ミッションの重大箇所、並びに重要装備品の欠品・記載ミス・事故項目等の重大項目に関する場合のみクレームとします。)

※ 硝子の各状況の定義

キズ 目立つキズ

飛石 ボールペン先ぐらいのもの

ヒビ割 500円玉程度のもの

爪跡

× 要 交換を要する損傷

※ 基準にないものは各会場のルールにより対応します。

その他クレームの裁定にあたって

本裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり売買当事者双方が、理解並びに協力頂くことを目的とします。

当事者は、出品に際し出品車輛をあらかじめ点検し、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って受付期間内に発生したクレームについては、クレーム裁定基準に基づき出品店責任とします。

- (1) AAにて落札後、他のAAに転売した場合は一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難はこの限りではありません。
- (2) クレーム事項（部品代）が、10万キロ未満の場合は2万円以下・10万キロ超の場合は5万円以下（免費）はノークレームとします。（欠品は2万円以上とする。）工賃はクレーム対象としません。
- (3) クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輛に対して2度・3度のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式のクレーム、その他会場が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 出品車輛の乗車定員は出品リストに明記する必要があり、特にライトバンに於いての1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員未記入の場合は、会場の判断によりクレームとなる場合があります。
- (5) 輸入車の場合、ディーラー車・並行車（新車・中古車）、モデル年式・登録年式を必ず申告する義務があり、未記入の場合はクレームとなる場合があります。尚、その場合並行車に関してはモデル年式をクレーム対象年式とします。
- (6) 社外品に関しては、出品店注意事項欄に申請の義務があり、未記入の場合はクレームとします。また社外品が多数ある場合は重要部品を必ず明記することを必要とします。
- (7) クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際にかかる費用は落札者で負担し保証継続を行い、メーカークレームにて修理することとします。但し、メーカー保証が対応できない場合は、クレームとします。
- (8) クレーム申し立ての為にかかる費用（ディーラー見積り費用）については、落札店負担とします。
- (9) 部品支給にて対応する場合は、会場を経由することとしますが、出品店・落札店の合意があれば出品店から直接落札店へ送付できることとします。この場合の送料は出品店負担とします。出品店が会場に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。
- (10) マルチV・ステレオ・エアコン等のCDディスク・リモコン及びリモコンキー等の付属部品は、書類と一緒に事務局へ提出するものとし、各JU会場の設定期間までクレームを受け付けます。出品車に入れたままで盗難にあっても会場に責任はなく、出品店の責任としてクレームを受け付けます。操作するのに必要な部品の為、部品代が2万円以下でも現品支給または値引きとします。
- (11) セールスポイントに記載ある装備品は、正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良の場合は、年式・評価点・落札価格問わずクレームとします。また、ヘルメット欄外に記載の場合で、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、ヘルメットと同等の扱いとする場合があります。
- (12) クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店のかかる諸費用は出品店負担となります。
(基本的に、販売逸失利益は含みません。)
- (13) エアバック装着車輛（標準・オプション問わず）で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック修理要」または「エアバック欠品」という表示が必要であり、表示のない場合はクレームとします。
- (14) R点評価車輛の場合は、出品申込書に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でもノークレームとします。
- (15) 出品店は、瑕疵箇所・欠品等（粗悪車）の申告については表示の義務があり、紛らわしい表示の場合は会場の判断によりクレームとします。
- (16) 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
(エンジンオーバーホールを含む。)
(理由)「異音」は「異常な音」という解釈に基づき、「修理要す」という表示がなくても何らかの修理が必要と判断すべきであるため。
- (17) 落札店がクレームの申し立てをする場合は、必ず会場事務局に連絡するものとし、事務局の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
- (18) 評価点付車輛がクレーム申し立てをし、再検査の結果「R点及び評価点違い」となり、キャンセルとなった場合の落札店のかかる費用は、出品店と会場にて折半とします。
- (19) 落札店が、会場に対してクレーム申し立てをした日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合は、ノークレーム扱いとします。
- (20) 出品車輛の内外装評価（A・B・C・D・E）並びに事故評価（大・中・小）についてはあくまでも参考であり、万一違いが生じたとしてもノークレーム扱いとします。
- (21) 出品店が会場に出品した現車がネットで落札された場合、落札店の申し出によりクレームが発生した場合、クレームの対応はネット扱いとします。
- (22) 出品リストと出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。

年式・グレード・車検月違い

年式	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）
グレード	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）
車検月		
(車検月相違6月以内)	： 値引きの場合	： 1ヶ月（普通車5千円・軽自動車3千円）×残月数とする（上限は6ヶ月とする。）
	： キャンセルの場合	： ノーペナキャンセルとする
(車検月相違6月超)	： 値引きの場合	： 1ヶ月（普通車5千円・軽自動車3千円）×残月数とする（上限は6ヶ月とする。）
	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）
車検付出品が抹消の場合		
	： 値引きの場合	： 個別対応とする
	： キャンセルの場合	： ペナルティ2万円+実費とする（低価格車の場合は、1万円+実費とする。）

保証書・記録簿について

保証書・記録簿の未着の受付については、事務局より書類発送後10日間とします。

未着を受付してから発送及び再交付の期限は2週間とし、その時点でも対応できない場合は、値引き処理とします。

保証書・記録簿は、書類と共に事務局に提出するものとします。

出品車の中に入れたままで無くなった場合は、出品店責任となりクレームになります。

保証書とは、新車登録の販売店名の記載があるものとします。

⑥保証期間が過ぎたものについては、出品車両の保証書であると確認できる場合に限り、販売店欄がなくとも保証書とみなします。

記録簿とは、最終使用者名簿にて直近の法定点検（車検）を行っているものとし、無い場合は記載違いにて2万円の値引き処理とします。

但し、新車時有効車検（1回目の車検満了）以内の車輛に限り、法定点検を1度でも受けた場合は記録簿とみなします。

法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

保証書は、メーカー規定保証期間とし、メーカー規定保証期間車輛についてはキャンセルまたは下記値引き処理とします。

新車登録（保証書登録）	値引き額
当年 ~ 1年落ち	5万円
1年 ~ 2年落ち	4万円
2年 ~ 3年落ち	3万円
3年 ~ 5年落ち	2万円

尚、保証期間経過車輛については、有無の記載違いとして値引き1万円の処理とします。

新車登録5年以内の車輛でキャンセルの場合は、ペナルティ1万円とします。

メーターのクレーム対応について

メーター改ざんのクレーム受付期間は、AAより6ヶ月とします。

（ただし、車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明する場合は、事務局から書類発送後1ヵ月以内とします。）

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合：ペナルティ（出品店関与の場合10万円・不関与の場合5万円）+諸経費（逸失利益は含まない）
かかる諸費用については、会場にて調整する場合があります。

「車検証走行距離誤記入」の対応について

クレーム受付期間：書類発送日から1ヵ月間とします。

記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル

記録簿で確認できない場合：キャンセルの場合、5万円のペナルティ

「タコグラフ交換」の取り扱いについて

記録がある場合：「交換車」として取り扱う。

記録がない場合：「改ざん車」として取り扱う。

確認できない場合：キャンセルの場合、5万円のペナルティ。

メーター交換記入漏れのクレーム対応について

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合：ペナルティ5万円＋諸経費（遺失利益は含まない）

かかる諸費用については、会場にて調整する場合があります。

メーター故障による「セットアップ交換」について

ディーラーによる「セットアップ交換車」は“実走行”で表示します。

積算計1回転車輻の対応について

クレーム受付期間は、事務局より書類発送後6ヶ月間とします。

落札店は、点検記録簿・整備手帳等の提示が必要となります。

キャンセルの場合：ペナルティ5万円＋諸経費（遺失利益は含まない）

走行「#」表示車輻のキャンセル対応について

クレーム受付期間は、AAより6ヶ月とします。

出品申込書に走行不明「#」の記載のある場合でも、落札店から記録簿等によりメーター改ざんが立証された場合はクレームとします。その際のキャンセルについてはノーペナルティとし、諸経費（陸送費・その他かかる実費等）は請求できません。

（落札店も、走行不明である旨を承知で落札している理由による。）

ワンオーナーについて

「ワンオーナー」とは、あくまでも新車登録使用者名義の場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラー並びに専門店に名変したのも対象とします。

尚、書類の確認により「ワンオーナー」でなかった場合は、事務局より書類発送後10日間以内の場合に限り、

値引き：2万円以上

キャンセルの場合：ペナルティ2万円＋実費

* ここでいう実費とは落札店までの陸送費・加修費を意味し、他AA転売に伴う費用は含まないものとします。

S点における評価点相違のクレーム対応について

5点以下に落ちる場合よりクレームとします。

特殊車両について

特殊・特装車両等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。

④ノークレーム車両の定義：①初度登録より10年または10万km経過車両。②R点・低価格。③商談により購入された車両。

3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、上物の検査証・証明書等の必要書類の有無を明記して下さい。

「明記のない場合は有り」とみなし、「期限切れの場合は無し」とみなします。

裁定基準

①特殊・特装用途箇所（重要装備品）の不良について

* 通常のクレーム対象車両 …… 部品代2万円以上

* ノークレーム車両 …… 部品代5万円以上

※ 正常に作動しない原因が消耗品（オイル・ワイヤー等）の場合はノークレーム

②上物（特殊・特装部品）の年式が古い場合について

* 2年以上の場合はクレームとします。

出品店注意事項

1. 出品申込書の記入が著しく紛らわしく誤認ある場合は、出品店責任となります。

2. 「R点」車輻は原則ノークレームとなっておりますが、エンジン・ミッション等の重要箇所については内容によりクレームとなる場合がありますので、よく点検して出品して下さい。

3. 不良箇所については、出品申込書特記事項欄に明記して出品して下さい。未記入の場合、出品店責任になる場合もあります。

4. 「セールスポイント」は、出品車輻のセールスとなるポイントのもの（純正・社外品を問わずの装着品）を記載する欄とし、記載した装備品が万が一不良・故障又は欠品の場合はクレームとなります。

「不良内容・欠品・出品店注意事項欄」は、車輻の不具合（不良）内容を、不良箇所・状況とも具体的に記載する欄・標準装備品の欠品・社外品装着がある場合の記載欄とさせて頂き、記載の無き場合又は紛らわしい表示内容の場合はクレームとなる場合があります。

5. 出品申込書の装備品の欄は純正（メーカー・ディーラー）装備品のみとし、社外品との重複記載の場合はクレームとします。尚、純正品が提出できない場合は値引き2万円の処理とします。

6. メーターに疑義がある場合は、出品申込書の走行km記入欄に「#」を記入し、疑義の根拠及び推定走行またはメーター交換時の走行kmを注意事項欄に明記して下さい。

7. 出品車輻が車検付の場合は、出品申込書に車検月・登録番号を必ず記載する義務があり、車輻にナガバプレートが装着されていることが前提となります。従って名変中車輻（普通車）は、トラブル防止等の関係上出品取消し、AA出品車から外させて頂きます。（尚、出品料は徴収させて頂きます。）

8. 出品申込書に、車色・色コード（加-番号）は必ず記載して下さい。基本的に車体色と色コード（加-番号）が違う場合は、色コードを優先します。

落札店注意事項

1. 「現車オークション」については、「下見による現車確認」が基本となっておりますので十分下見をした上でセリに参加して下さい。

2. 「ネット車輻」については、現車が到着した時点で「出品申込書」の記載内容と「現車」を確認して下さい。

尚、クレームの受付期間はオークション日を含む5日間とし、車輻が未着の場合は、申し出があり会場が認めた場合のみクレーム受付の延長を認めます。

JU関東甲信越ペナルティ裁定基準

ペナルティ事由	ペナルティ裁定																									
(1) 落札店の都合によるキャンセル (但し、当該自動車のセリ終了後30分以内に申し出のあった場合に限る。)	ペナルティ 5万円 + 成約料 + 落札料 とする。																									
(2) 出品店の都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	AA当日 10万円 + 成約料 + 落札料 AA当日以降 (落札店が承諾の場合) 10万円 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用 (遺失利益は含まない)																									
(3) 納税証明書が成約車両に添付されていない場合、車検満了日の2ヶ月前までに提出することとする。																										
(4) 出品店が、オークション開催日を含め10日を経過しても当会場に書類を提出しない場合	1万円の制裁金を科する。以降、1日を経過するごとに2千円づつを加算する。																									
(5) 出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても当会場に書類を提出しない場合	それまでの延滞について落札店の解約を認め、10万円の制裁金 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用 (遺失利益は含まない) を科する。																									
(6) 落札車の名義変更期限はオークション開催日の属する月の翌月末とし、翌々月の5日までに名変コピーを当会場に提出するものとする。	翌月末までに名義変更がなされない場合、また、翌々月の5日までに名変コピーが提出されない場合、1万円のペナルティを科すものとする。																									
(7) 落札店が、オークション当日から5日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポスを一時停止する。 AAより6日目で降 ⇒ 1日当り 落札台数 × 2千円を徴収する。 但し、落札代金決済の遅延が重なる者については、ポス登録の取消し (オークション参加資格の取消し) をすることができる。																									
(8) 書類期限が、会場到着日を含め1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものを再交付した場合 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>出品車の書類有効期限 (1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものとは)</p> <p>例 : 受付が2月 7日の場合 ⇒ 3月 7日以上の有効期限があるもの</p> <p>※ 受付日が月末の場合は、翌月末以上あるもの</p> <p>例 : 受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの</p> </div>	必ず会場を仲介して、下記金額にて差替えをする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">印鑑証明</th> <th rowspan="2">委任状</th> <th rowspan="2">譲渡書</th> <th>その他証明書</th> <th rowspan="2">記入申請書</th> </tr> <tr> <th>(原本/抄本/住民票等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>ディーラー・業者者名義</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>5万円</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>		印鑑証明	委任状	譲渡書	その他証明書	記入申請書	(原本/抄本/住民票等)	出品店名義	2万円	2万円	2万円	1万円	2万円	ディーラー・業者者名義	3万円	2万円	2万円	1万円	2万円	その他名義	5万円	2万円	2万円	1万円	2万円
	印鑑証明					委任状		譲渡書	その他証明書	記入申請書																
		(原本/抄本/住民票等)																								
出品店名義	2万円	2万円	2万円	1万円	2万円																					
ディーラー・業者者名義	3万円	2万円	2万円	1万円	2万円																					
その他名義	5万円	2万円	2万円	1万円	2万円																					
(9) 落札店が、書類期限1ヶ月後の応答日未満のものを承諾した場合 (ただし、出品申込書の“特記事項”に記載のあるものを除く。)	出品店より落札店へ、1万円を支払う。																									
(10) 出品店が、抹消等により落札店よりナンバーを戻してもらった場合	出品店より落札店へ、5千円を支払う。																									
(11) 落札店が、書類一式 (移転・抹消) を紛失した場合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>5万円 (実費含む)</td> <td>3万円 (実費含む)</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>10万円 (実費含む)</td> <td>3万円 (実費含む)</td> </tr> </tbody> </table>		普通車	軽自動車	出品店名義	5万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)	その他名義	10万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)																
	普通車	軽自動車																								
出品店名義	5万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)																								
その他名義	10万円 (実費含む)	3万円 (実費含む)																								
(12) 保証書・記録簿の未着を受付してから、発送または再交付の期限2週間を経過した時点で、対応できない場合	出品店に、1万円の制裁金を科する。 新車登録5年以内の車輛で、保証書がなくキャンセルの場合は、制裁金1万円とする。																									
(14) 出品車輛の燃料が無く、会場内で引き回しができない場合	出品店に、2千円の制裁金を科する。																									
(15) 出品車輛の走行距離とメーターの不一致	原則として、(関与の場合10万円・不関与の場合5万円) + 実費を科する。 実費については、当会場にて調整する場合があります。																									
(16) 出品店の出品リストへの記入漏れ・記載ミスによりクレームとなりキャンセルとなった場合	出品店より、成約料・落札料・(クレーム内容によってはペナルティ)・落札店のかかる費用を徴収する。																									